

令和元年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年8月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和元年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年8月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年8月16日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年8月23日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年8月23日 14時16分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	▲	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	熊澤 威人	議席番号 9番	菊田 健生
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主事	古 川 忠 彦		
	農業振興係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

定刻になりました。御起立をお願いします。それでは、相互に礼をお願いします。「礼」

（礼）

それでは、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章前文の朗読を議席番号13番 高橋由則 委員をお願いします。前文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは高橋委員お願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となった委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。議席番号3番 小山田和義 委員、所用のためということで、以上1名の欠席となります。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは、進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には7番 熊澤威人 委員と9番 菊田健生 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第5回総会の会期についてお諮りいたします。

第5回総会の会期は令和元年8月23日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第5回総会の会期は、令和元年8月23日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第5回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

令和元年度第5回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

令和元年8月9日（金）午前9時から八幡平市役所3階大会議室において行われました。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり1項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年8月以降の主な会議等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。4項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、9月10日（火）に決定となりました。

2項目め。令和元年度第5回総会についてとなります。本日の第5回総会の運営について協議を行い、本日の開催と決定され農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。八幡平市生涯学習まちづくり出前講座への受講についてとなります。内容について協議を行い、日時、場所等が決定されました。出前講座に係る内容を、本日の第5回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。次のページとなります。

4項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。研修行程の概略、研修候補地の選定方法、今後の進め方について協議を行い、研修行程の概略が決定されました。また、運営委員会での決定事項と併せ詳細な内容について、本日の第5回農業委員会議の協議事項で委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。

運営委員からの情報提供は無く、事務局から1件、協議の提案を行いました。

事務局より農業委員及び推進委員の皆様にお出しする通知に押印する会長印の取り扱いの見直しについて協議を行い、取り扱いの内容が決定となりました。内容について改めて、本日の第5回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第5回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年8月23日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第5回の運営委員会報告」につきまして、何かお聞きたい事がありましたら、ご発

言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局 (根守農地調整係長)

それでは、会議資料の7ページをご覧ください。

令和元年7月25日から令和元年8月22日までの業務報告をさせていただきます。

1) から6) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

続きまして、7) について、平成30年度の農地法改正後、当市で受理をする初の案件となりますので、法律の概要について、簡単に説明いたします。農業用ハウスなどの農地に設置するにあたって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りにした場合であっても、農地転用に該当しないものとするとして農地法第43条及び第44条が追加されました。平成30年11月20日付け30経営第1796号の農林水産省経営局長による「農地法第43条及び第44条の運用について」の通知に従い事務処理手続きを進め、本日の報告となりました。本日資料は添付しておりませんが、令和元年6月25日に開催されました第3回農業委員会総会第8号議案の資料として添付しておりますので、そちらでご確認をお願いいたします。

次に、8) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は8月16日の金曜日でございます。12件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、15番委員 藤原純子 委員、17番委員 竹田和夫 委員、18番委員 石羽根正志 委員の3名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長、古川忠彦主事、高橋主事の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長 (山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

議案説明の前に、議案内容の訂正をお願いいたします。申請番号5、譲受人が令和元年8月22日死亡のため、提案内容の削除をお願いします。なお、申請番号5は、欠番とします。それでは、提案理由および内容の説明に移ります。

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件となっております。

申請番号1、平館第26地割47-1、田、733㎡を含む8筆7,970㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、田頭第8地割86-1、畑、186㎡を含む2筆1,643㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、大更第34地割223-1、田、673㎡を含む8筆14,466㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、平館第9地割34-1、田、48㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5は欠番となります。

申請番号6、野駄第6地割45-1、畑、3,150㎡を含む15筆7,724㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7、黒沢67-1、畑、384㎡を含む5筆6,762㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで、世帯で水稲・りんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8、大更第21地割56-7、畑、139㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで、譲渡人が苗圃として利用していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については4ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページと2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 17 番 竹田和夫 委員にお願いいたします。

17 番（竹田委員）

はい、17 番委員の竹田です。

申請番号 1 番ですが、位置は、平舘小学校から南東へ約 800m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 1 km の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、大更駅から北東へ約 850m 以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は、平舘小学校から西へ約 100m の地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5 番ですが、欠番になります。

申請番号 6 番ですが、位置は、松尾中学校から北東へ約 1.4 km 以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、赤坂田駅から南西へ約 1.4 km 以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で水稲・りんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は、大更小学校から北西へ約 100m の地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が苗圃として利用していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、平館第8地割172-1、田、331㎡でございます。転用の目的は、親子間の使用貸借権の設定による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場等が計画されております。

申請番号2、大更第34地割393-1、田、1,822㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権設定による一時転用で資材置場の使用となっております。内容は、道路工事に伴い、資材置場、駐車場等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員に願います。

17番 (竹田委員)

はい、17番委員の竹田です。

申請番号1番ですが、位置は、平舘小学校から北へ約500mの地点です。転用目的は、親子間の使用貸借権設定による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請者の父の土地で他に建設できる土地がないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、大更駅から東へ約500mの地点です。転用の目的は、工事用の資材置場で、1年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、利用後は、田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用区域内の農地となりますが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認お願いいたします。

申請番号1、松尾寄木第2地割116-1、畑、7,649㎡を含む2筆10,152㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員にお願いします。

17番（竹田委員）

17番委員の竹田です。

申請番号1番の位置は、柏台小学校から北へ約700mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪くトラクターなどが入れず、昭和50年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしまったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

12ページをご覧ください。今月の申請は8件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、平館第4地割259、田、1,375㎡を含む3筆5,773㎡です。

申請番号2、野駄第28地割176、田、976㎡を含む3筆2,950㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号3、平館第1地割314-1、田、789㎡を含む4筆6,714㎡です。

申請番号4、松尾第4地割132、田、4,779㎡です。

最後に、農業公社の農地保有合理化事業を利用した賃貸借権の設定です。

申請番号5、大更第37地割384、田、2,995㎡です。

申請番号6、帷子第6地割59-133、畑、8,019㎡を含む6筆16,796㎡です。

申請番号7、帷子第11地割62、田、965㎡を含む8筆7,463㎡です。

申請番号8、平館第6地割90-18、畑、1,503㎡を含む11筆9,599㎡です。

申請地の明細については、14ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号2番の審議を行ってまいります。審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号12番立柳優委員の退席を求めます。

（12番 立柳優 委員 退席）

議長（山本会長）

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号12番立柳優委員の着席を求めます。

（12番 立柳優 委員 着席）

議長（山本会長）

次に、申請番号7番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番藤村勇三委員の退席を求めます。

（11番 藤村 委員 退席）

議長（山本会長）

これより、申請番号7番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号11番藤村勇三委員の着席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 着席)

議長（山本会長）

これより、申請番号2番7番を除く議案第4号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番と7番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号2番7番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守農地調整係長）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の18ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが2件と貸付のあっせんが1件の合計3件です。

申請番号1、大更第37地割394、田、1,567㎡を含む2筆3,488㎡です。

申請番号2、荒木田第2地割65-1、田、269㎡を含む8筆4,759㎡です。

申請番号3、西根寺田第25地割72-3、畑、632㎡です。

申請地の明細については、同じページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の 22 ページをお開きください。申請番号 1 ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約 1.3 km となります。申請地は昨年まで水稻を作付けしておりましたが、今年度は苗を駄目にしてしまったため自己保全管理をしている農地です。自宅から少し離れており作業効率が悪く、農業を後継する者がいないため、あつせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 25 ページをお開きください。申請番号 2 ですが、位置は、寺田小学校から西へ約 3 km 以内に点在しております。申請地は自己保全管理している農地です。農地面積が小さかったり、農地に入っていく道が狭かったり、自身が所有する機械では作業が難しいため、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 32 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 6.1 km となります。申請地は自己保全管理をしている農地です。父の死亡により相続した農地ですが、自身は滝沢市に在住しており、農地管理が難しいためあつせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期・価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 4 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あつせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 5 号『農地移動適正化あつせん事業によるあつせんについて』は、農地移動適正化あつせん事業実施要領 4 に基づく「農地あつせん」を行うことに決定されました。

これより、「あつせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本件あつせん農地は、西根南地区及び西根北地区の属地となります。その地区の方々があつせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、三浦 委員。

1 番（三浦委員）

議席番号 1 番の三浦美恵子です。

申請番号 1 番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となっておりますので、議席番号 16 番 松村勝彦 委員と議席番号 17 番 竹田和夫 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにおかれましても情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

北地区、10 番、中村委員。

10 番（中村委員）

議席番号 10 番の中村一彦です。

申請番号 2 番と 3 番ですが、あっせん地区が西根北地区の属地となりますので、申請番号 2 番 3 番ともに議席番号 7 番 熊澤威人 委員と私の二人で受けたいと思います。委員の皆さまも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項 8 に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号 1 番、西根南地区、16 番 松村勝彦 委員、17 番 竹田和夫 委員、申請番号 2 番、西根北地区、7 番 熊澤威人 委員、10 番 中村一彦 委員、申請番号 3 番、西根北地区、同じく、7 番 熊澤威人 委員、10 番 中村一彦 委員を指名いたします。

議案第 5 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

6 閉会（14時16分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第 5 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月25日

会 長 _____

7 番 委 員 _____

9 番 委 員 _____

令和元年度

第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年8月23日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第5回運営委員会報告

(2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

6 閉 会